

## ○東京藝術大学総合評価審査委員会要項

〔平成20年7月1日〕  
学 長 裁 定

改正 平成25年10月24日 平成27年5月14日  
令和5年10月26日

(趣旨)

第1条 東京藝術大学(以下「本学」という。)が発注する工事に関し、総合評価方式(競争参加者の技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式)における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、本学に東京藝術大学総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学が発注する工事に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合評価方式の実施方針に関すること。
- (2) 個別工事に係る技術提案の評価方法に関すること。
- (3) 個別工事に係る技術提案の審査・評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者等 2名
- (2) 財務会計課長
- (3) 施設課長
- (4) 施設課課長補佐

2 前項第1号に掲げる委員は、委員会の審議事項に関する専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、学長が委嘱する。

3 委員会は、必要に応じて、その他の学識経験者の意見を求めることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第1号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(委員の除斥)

第7条 委員は第2条第2号又は第3号の審議に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係があると思われる場合は、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職

を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、施設課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年7月1日から施行し、平成20年6月10日から適用する。
- 2 この要項施行後、最初に委嘱される第3条第1項第1号に掲げる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。